

質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書（案）3.（2）において、「我が国の工場事業場における使用水量や排水処理等からの温室効果ガス排出量について試算すること」とありますが、国内のすべての工場事業場を対象として温室効果ガスの排出量を試算するのでしょうか、それともいくつかの業種に着目して温室効果ガスの排出量を試算するのでしょうか。	用水量、排水量(400t/日以上)、処理水量の多い製造業10業種各1社程度を対象と考えています。（令和6年度水質汚濁排出量総合調査によれば、化学工業、金属製造業、輸送用機械製造、電子部品製造、鉄鋼製造、食品製造、飲料製造、パルプ製造業、石油製品製造などとなっています。）
2	別添2「仕様書」について、「（案）」との記載があるが、公開されているものを正としてよいか。差替えを予定されている場合は、内容が大きく変わる想定はあるか。また、内容が大きく変わる場合は、提案書等の提出期限が変更となる可能性はあるか。	掲載の仕様書から変更の予定はありません。
3	別添2「仕様書」3.（2）で調査の対象とする「工場事業場」の規模、業種等の選定にあたり、具体的な想定があればご教示いただきたい。	用水量、排水量(400t/日以上)、処理水量の多い製造業10業種各1社程度を対象と考えています。（令和6年度水質汚濁排出量総合調査によれば、化学工業、金属製造業、輸送用機械製造、電子部品製造、鉄鋼製造、食品製造、飲料製造、パルプ製造業、石油製品製造などとなっています。）
4	別添2「仕様書」3.（2）における「温室効果ガスの排出量」とは、エネルギー起源CO2排出量並びに排水プロセスで排出されるCH4及びN2O排出量でよいか。	主にエネルギー起源CO2とし、CH4やN2Oの寄与度が大きい場合は試算対象とすることを想定します。
5	別添2「仕様書」3.（2）における「再生水利用に必要なエネルギー量等」とは、再生水を生成するにあたり必要なエネルギー量という想定でよいか。	ご認識のとおりです。
6	別添2「仕様書」3.（2）の「河川等の淡水域からのメタンの発生に関する」ヒアリング調査について、工場事業場調査に基づく温室効果ガス排出量試算業務とどのように関連付けて調査することを想定しているか（工場排水が河川等でのメタン発生の要因となるものを想定しているのか）。また、湖沼は対象としないのか。	有識者へのヒアリングにより調査の対象（湖沼も含む。）や方向性を検討します。
7	別添2「仕様書」3.（3）における「有害物質の処理のレベルに応じて」とは、排水基準を満足するレベル以外にどのような段階があると想定しているのか。	エネルギー消費量や温室効果ガス削減となる数パターンの処理レベルで試算することを想定しています。
8	別添2「仕様書」3.（4）について、「複数の者を同時に行うことも差し支えない。」との記載があるが、複数者で行うヒアリングは複数回分となる想定でよいか。	主として対応する者の人数、時間を考慮します。
9	別添5「評価基準表」には、「6.組織のカーボンニュートラル実現に向けた取組」の項目があるが、別添3「提案書作成要領」、別添4「提案書作成様式」には記載がない。どちらを正とすればよいか。	別添5を正として、作成をお願いします。
10	令和7年度の貴省委託業務である下記業務は、本業務との関連があるものと思料するが、報告書を閲覧させていただくことは可能か。あるいは、下記業務以外に、本業務の前段階にあたる調査業務があればご教示いただきたい。 ・令和7年度革新的な省CO2型環境衛生技術等の実用化加速のための実証事業(脱炭素及び水環境管理の両立に向けた排水管理の効果実証)委託業務	前段階に当たる調査業務はありません。また、令和7年度革新的な省CO2型環境衛生技術等の実用化加速のための実証事業(脱炭素及び水環境管理の両立に向けた排水管理の効果実証)委託業務については、下水処理場における能動的運転管理等に関する内容のため、本業務との関係はありません。なお、上記に関連する業務としては、令和6年度脱炭素・資源循環と水環境の保全・管理に向けた排水管理手法の評価検討委託業務があります。
11	3.(2)、3.(4)について、工場事業場の関係者へのヒアリングについて、貴省において、過年度業務、関連実証事業、既存施策等を通じて接点を有する候補先、又は本業務において調査対象として想定している業種・事業場類型はありますでしょうか。ある場合、受託者に対して候補情報の提供、紹介、協力依頼等の支援をいただける想定かご教示ください。	対象とする業種については、用水量、排水量(400t/日以上)、処理水量の多い製造業10業種各1社程度を想定しています。基準評価表等のとおり、受託者において提案する必要があります。事業者によっては、環境省より協力を依頼できる可能性があります。

12	3.(4)について、学識経験者等の専門家へのヒアリングについて、貴省において想定している有識者、又は過年度業務等で関与実績のある専門家リストはありますか。ヒアリング対象者は受託者案を基本としつつ、環境省から候補者案を提示いただける可能性があるかご教示ください。	受託者が候補を提案することを基本とし、一部有識者については、担当官から提示する可能性があります。
13	3.(2)～3.(4)について、関連する過年度業務の成果物、ヒアリング結果、調査対象、検討資料等は受託者に提供される想定でしょうか。また、関連業務で現状想定される過年度成果物がありましたらご教示ください。	本業務の前調査はないため、受託者において、情報収集する必要があります。
14	3.(2)について、「排水処理等」には、排水処理設備に加え、取水・用水処理、純水・超純水製造、再生水利用、汚泥処理、薬品使用、排水処理に伴う廃棄物処理等、GHG排出量の把握・試算で想定する算定対象範囲・境界があればご教示ください。	ご提示の範囲で算定いただく想定です。各プロセスごとで把握することが望ましいです。
15	3.(2)について、「水使用量の大きい産業等」について、本業務において重点的に対象とすべき業種、例えば半導体・電子部品、化学、食品、金属表面処理、紙パルプ等、貴省の優先順位又は想定はありますか。	排水量等の多い製造業10業種程度、化学工業、金属製造業、輸送用機械製造、電子部品製造、鉄鋼製造、食品製造、飲料製造、パルプ製造業、石油製品製造などを想定しています。
16	3.(3)について、「主要な処理対象有害物質の処理のレベル」とは、排水基準への適合レベル、より厳しい自主基準・上乘せ基準への対応レベル、除去率、又は処理方式の高度化のいずれを想定されていますでしょうか。	エネルギー消費量や温室効果ガス削減となる処理レベルを設定し、試算する想定です。
17	3.(3)について、「主要な処理対象有害物質」について、水質汚濁防止法上の有害物質を網羅的に対象とする想定でしょうか。それとも、産業界での排水処理実態、エネルギー消費量、温室効果ガス削減余地等を踏まえ、代表的な物質を選定して試算する想定でしょうか。	代表的な物質を選定して試算する想定です。
18	3.(2)、3.(3)について、我が国の工場事業場における使用水量や排水処理等からの温室効果ガス排出量の試算について、業種別、処理方式別、処理対象物質別、施設規模別等、どの程度の粒度を想定されていますでしょうか。また、統計・文献・ヒアリング結果に基づく概算推計で差し支えないでしょうか。	用水量、排水量(400t/日以上)、処理水量の多い製造業10業種各1社程度を対象と考えています。(令和6年度水質汚濁排出量総合調査によれば、化学工業、金属製造業、輸送用機械製造、電子部品製造、鉄鋼製造、食品製造、飲料製造、パルプ製造業、石油製品製造などとなっています。) また、3.(3)については、仕様書のとおり、具体の対策手法、技術等を調査検討する必要があります。
19	3.(4)について、ヒアリングについて、環境省担当官が同席する想定でしょうか。また、都内又は東京都隣接県の対象者については対面実施を基本とされていますが、対象者の都合や業務効率性を踏まえ、Web会議で実施することは可能でしょうか。	仕様書の記載のとおり、対面実施を基本とします。環境省担当官も同席する想定です。
20	3.(4)について、工場事業場の関係者へのヒアリングについて、実際の工場事業場への現地訪問・施設見学まで求められるものでしょうか。それとも、Web会議又は対面ヒアリングにより、設備構成、運転状況、使用水量、エネルギー消費量等を確認することで差し支えないでしょうか。	ヒアリング先事業者の協力が得られる範囲において、現地訪問等も想定します。
21	3.(4)について、ヒアリング謝金について、仕様書では1人1時間当たり8,400円を支給するものとされていますが、1団体複数名を同時にヒアリングする場合は、人数分の謝金を計上する想定でしょうか。	主として対応する者の人数、時間を考慮します。
22	3.(4)、全般について、工場事業場や水処理メーカー等へのヒアリングで得られた情報について、報告書上は企業名・事業場名・設備仕様・運転データ等を匿名化又は一般化して記載することは可能でしょうか。また、公開を前提とする情報と非公開情報の取扱いについて、環境省としての想定があればご教示ください。	ヒアリング先事業者の意向により非公開とする情報があることも想定します。